



令和8年9月28日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月13日付け兵労発基 0713 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (3) 情報通信機械器具製造業
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 173 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年12月1日